議案第４９号

木祖村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

木祖村一般職の職員の給与に関する条例の一部を別案のように改正する。
よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年　９月１０日　　提　　出　　木祖村長　奥　原　秀　一

令和８年　９月　　日　　議　　決　　議会議長　栗　屋　正　一

木祖村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

木祖村一般職の職員の給与に関する条例（昭和54年木祖村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4条第3項」を「次条第3項」に改める。

第21条第4項中「第56条」を「第38条」に改める。

第27条の3第4項中「行政不服審査法（平成26年法律第68条）第18号第1項本文」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第33条第1項第1号を次のように改める。

(1)　世帯主（主としてその収入によつて世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である職員であつて、扶養親族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第13条第1項に規定する扶養親族をいう。以下この号において「扶養親族」という。）のあるもの（扶養親族のある職員であつて別表第3に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、村長が定める職員を除く。）　19,800円

第35条第4項中「同条に規定する」を「第26条に規定する」に改める。

附　則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

木祖村一般職の職員の給与に関する条例（昭和54年木祖村条例第26号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（給与の支給） 第3条　この条例に基づく給与は、第4条第3項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。 2～4　（略） （時間外勤務手当） 第21条　（略） 2・3　（略） 4　勤務時間条例第5条の5第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかった時は、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第56条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する村長が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。 5　（略） （期末手当の支給の一時差止め） 第27条の3　（略） 2・3　（略）	（給与の支給） 第3条　この条例に基づく給与は、次条第3項 に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。 2～4　（略） （時間外勤務手当） 第21条　（略） 2・3　（略） 4　勤務時間条例第5条の5第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかった時は、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第38条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する村長が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。 5　（略） （期末手当の支給の一時差止め） 第27条の3　（略） 2・3　（略）

4　一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68条）第18号第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。	4　一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
5～8　（略）	5～8　（略）
（寒冷地手当の額）	（寒冷地手当の額）
第33条　寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第33条　寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)　世帯主（主としてその収入によつて世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である職員であつて、第13条第1項に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）のあるもの（扶養親族のある職員であつて別表第3に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、村長が定める職員を除く。）　19,800円	(1)　世帯主（主としてその収入によつて世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である職員であつて、扶養親族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第13条第1項に規定する扶養親族をいう。以下この号において「扶養親族」という。）のあるもの（扶養親族のある職員であつて別表第3に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、村長が定める職員を除く。）　19,800円
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（略）
2　（略）	2　（略）
（心身の故障による休職）	（心身の故障による休職）
第35条　（略）	第35条　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　前2項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で同条に規定する　基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同条の規定により村長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を	4　前2項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第26条に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同条の規定により村長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を

支給する。ただし、村長の定める職員については、この限りでない。 5　（略）	支給する。ただし、村長の定める職員については、この限りでない。 5　（略）

議会資料

議案第 49 号　木祖村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1．改正理由

令和６年８月８日付人事院勧告による扶養手当制度の見直しに伴い、令和８年４月１日以降、扶養手当の扶養親族から配偶者が削除となったが、寒冷地手当においては引き続き配偶者を扶養親族として取り扱うため、改正を行うもの。その他、所要の整備を行う。

2．改正内容

寒冷地手当における「扶養親族のある世帯主」の支給要件について、扶養親族に「他に生計の途がなく職員の扶養を受けている配偶者」を加える（条例第 33 条関係）。

引用条ずれ他、所要の整備（条例第 3 条、第 21 条、第 27 条、第 35 条関係）。

3．施行日

令和８年 11 月１日